

●大蔵省告示第二三三十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、唐津信用
金庫第二回割増金附貯蓄定期預金の細
目等を次のように定める。

昭和二十七年二月八日

大蔵大臣 池田 勇人

唐津信用金庫第二回
割増金附貯蓄定期預
金

二 條 件

(一) 契約期間 六月

(二) 預入金額 一口千円

(三) 取扱いの時期 昭和二十七年二月十
一日から同年三月三
十一日まで。

四 割 増 金

預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権一万
個をもつて一組とし、
各組につき次の
とおりとする。

等級 割 増 金

特等 100,000円

一等 50,000円

二等 30,000円

三等 10,000円

四等 5,000円

五等 2,000円

計 100,000円

抽せん期日 昭和二十七年四月十
日

割増金の支
拂開始期日 昭和二十七年四月十
日

七 印 紙 税

割増金附貯蓄の取扱
に関する法律第五條
の規定により、この
証書を指定し、印紙
税を課さない。

●大蔵省告示第二三三十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第十六回
北海道信用組合、信用金庫割増金附貯
蓄定期預金の細目等を次のように定め
る。

昭和二十七年二月八日

大蔵大臣 池田 勇人

第十六回北海道信用
組合、信用金庫割増
金附貯蓄定期預金

二 條 件

(一) 契約期間 六月

(二) 預入金額 一口千円

(三) 取扱いの時期 昭和二十七年二月十
一日から同年三月三
十一日まで。

四 割 増 金

預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権五千
個をもつて一組とし、
各組につき次の
とおりとする。

等級 割 増 金

特等 100,000円

一等 50,000円

二等 30,000円

三等 10,000円

計 100,000円

抽せん期日 昭和二十七年四月十
日

割増金の支
拂開始期日 昭和二十七年四月十
日

七 印 紙 税

割増金附貯蓄の取扱
に関する法律第五條
の規定により、この
証書を指定し、印紙
税を課さない。

●大蔵省告示第二三三六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、富士宮信
用金庫第二回割増金附貯蓄定期預金の細
目等を次のように定める。

昭和二十七年二月八日

大蔵大臣 池田 勇人

富士宮信用金庫第二
回割増金附貯蓄定期
預金

二 條 件

(一) 契約期間 六月

(二) 預入金額 一口千円

(三) 取扱いの時期 昭和二十七年二月十
一日から同年三月三
十一日まで。

四 割 増 金

預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権五千
個をもつて一組とし、
各組につき次の
とおりとする。

等級 割 増 金

特等 100,000円

一等 50,000円

二等 30,000円

三等 10,000円

計 100,000円

抽せん期日 昭和二十七年四月十
日

割増金の支
拂開始期日 昭和二十七年四月十
日

七 印 紙 税

割増金附貯蓄の取扱
に関する法律第五條
の規定により、この
証書を指定し、印紙
税を課さない。

●大蔵省告示第二三三七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、細島信用
組合割増金附貯蓄定期預金の細目
等を次のように定める。

昭和二十七年二月八日

大蔵大臣 池田 勇人

細島信用組合割増金
附貯蓄定期預金

二 條 件

(一) 契約期間 一年

(二) 預入金額 一口千円

(三) 取扱いの時期 昭和二十七年二月十
一日から同年四月十
日まで。

四 割 増 金

預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権五千
個をもつて一組とし、
各組につき次の
とおりとする。

等級 割 増 金

特等 100,000円

一等 50,000円

二等 30,000円

三等 10,000円

計 100,000円

抽せん期日 昭和二十七年五月一
日

割増金の支
拂開始期日 昭和二十七年五月一
日

七 印 紙 税

割増金附貯蓄の取扱
に関する法律第五條
の規定により、この
証書を指定し、印紙
税を課さない。

●大蔵省告示第二三三八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第六回小
川信用連定期預金の細目等を次のよ
うに定める。

昭和二十七年二月八日

大蔵大臣 池田 勇人

第六回小川信用連
定期預金

二 條 件

(一) 契約期間 六月

(二) 預入金額 一口千円

(三) 取扱いの時期 昭和二十七年二月十
一日から同年四月十
日まで。

四 割 増 金

預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権五千
個をもつて一組とし、
各組につき次の
とおりとする。

等級 割 増 金

特等 100,000円

一等 50,000円

二等 30,000円

三等 10,000円

計 100,000円

抽せん期日 昭和二十七年四月十
日

割増金の支
拂開始期日 昭和二十七年四月十
日

七 印 紙 税

割増金附貯蓄の取扱
に関する法律第五條
の規定により、この
証書を指定し、印紙
税を課さない。

●大蔵省告示第二三三九号

外国保険事業に関する法律(昭和
二十四年法律第八十四号)第五條の
規定に基づき、昭和二十七年一月二十
二日付でユニオン・インシュアランス・
ソサエティ・オブ・カンタトン及び
ヨリタ・インシュアランス・ソサエティ
の日本における営業を認可した。

昭和二十七年二月八日

大蔵大臣 池田 勇人

●農林省告示第四十五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百
五十一号)に基づき、種馬給し、検疫規
程(昭和二十六年農林省告示第五十九
号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月八日

農林大臣 広川 弘禪

第八條第二号(3)中「疫病、病株」を
「疫病、病株又は患ある病、病株」に改
める。

別記様式を次のように改める。

